

九州地方整備局用地関係業務請負基準 別記様式2 用地調査等共通仕様書 正誤対照表

赤文字：今回訂正箇所

正	誤
<p>第4章 用地測量</p> <p>第1節 境界確認</p> <p>(境界立会い)</p> <p>第55条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。</p> <p>一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。</p> <p>二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。</p> <p>三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋳(頭部径15mm)等容易に移動できない標識を設置するものとする。</p> <p>四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。</p> <p>2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界確認書(様式第13号)に確認のための署名押印を求めるものとする。</p> <p>3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。</p> <p>一 関連する権利者全員の同意が得られないもの</p> <p>二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの</p> <p>三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき</p>	<p>第4章 用地測量</p> <p>第1節 境界確認</p> <p>(境界立会い)</p> <p>第55条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。</p> <p>一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。</p> <p>二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。</p> <p>三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋳(頭部径15mm)等容易に移動できない標識を設置するものとする。</p> <p>四 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。</p> <p>2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界確認書(様式第13号)に確認のための署名押印を求めるものとする。</p> <p>3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。</p> <p>一 関連する権利者全員の同意が得られないもの</p> <p>二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの</p> <p>三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき</p>